



会長挨拶

出席報告

【会員数】	51名
【出席者】	22名
(メーキャップ 14名)	
【出席率】	52.10%
【出席免除者】	6名
【休会者】	1名

気象データ

【天気】	晴れ
【最高気温】	15度
【最低気温】	11度



本日のプログラム

1. 開会点鐘
2. ロータリーソング
「奉仕の理想」
3. 四つのテスト唱和
4. 会長挨拶
5. セミナー出席報告
6. 会員スピーチ
7. 閉会点鐘

2017-2018 年度
福島 21 ロータリークラブ 副会長

本柳 晴男副会長

本日は茂木会長が所用で、遅れて例会に出席するため私がお挨拶申し上げます。茂木会長は福島日仏協会の会合があり、フランス大使が来られるようで歓迎晩餐会に出席されています。本来会長さんが出席される式ですが、会長の瀬谷 俊雄さんが叙勲の式があり出席できない為、茂木会長がお挨拶申し上げます。

日仏協会は個人会員も多数加盟しており、20ほどの加盟団体とフランスとの親睦を主としています。フランス語講座・料理教室・ホームステイの受付など特色ある活動を行っているそうです。会の目的は日仏両国民の相互理解と友好を深め、友好交流を通じて両国の平和と繁栄、世界平和に貢献するということです。ちなみに今、フランスのマクロン大統領、そしてアメリカのトランプ大統領ですが2人には共通点があります。それは24という数字です。トランプ大統領の奥様はトランプ大統領より24才若く、マクロン大統領の奥様は24才年上だそうです。世界のリーダーは我々の常識を超える行動をすると感心しました。

今日は大内幹事から11月のスケジュールや12月のスケジュールが報告になると思います。特に12月7日の年次総会は重要な例会になっていきますので特に出席をお待ちしています。また来年1月に行われる市内RC合同新年例会は21RCがホストクラブとなっておりますので皆様のご協力をお願い致します。

職業奉仕委員会セミナーの報告

職業奉仕委員会
梅津 茂巳会員

11月5日に行われましたセミナーの報告を致します。講演形式で行われ、初めは大橋バスターガバナーの職業奉仕の理念とはという講演でした。内容は職業奉仕とは理屈ではなく実践だと 自らの職業を通じて倫理観を持ち社会に奉仕することであり、職業奉仕の究極は会社を倒産させないことであるというお話でした。以上、報告いたします。

今月のプログラム

11月 2日(木)	ゲスト・会員スピーチ サンパレス福島 18:30～19:30	16日(木)	二本松あだたらロータリーとの合同例会 サンパレス福島 18:30～19:30
9日(木)	ゲスト・会員スピーチ サンパレス福島 18:30～19:30	23日(木)	休会
		30日(木)	ゲスト・会員スピーチ サンパレス福島 18:30～19:30

・プログラムは変更になる場合があります。
・終了したプログラムは赤色で表記しています。

本日のお食事

松花堂弁当
茶碗蒸し
ご飯・味噌汁

会員スピーチ 佐々木 廣充会員



平成29年5月、民法の債権法が120年ぶりに大改正され、原則として2年半後に施行されることになったので、その主な内容のお話でもしようかと思つたところ、先週山口さんからアディーレ法律事務所のお話で聞きたい等という話がありまして、民法改正と合わせてお話をさせていただきます。

まず1つ目は、アディーレの懲戒処分についてです。本年10月11日、東京弁護士会は、弁護士法人アディーレ法律事務所元代表社員丸幸人氏を業務停止3月、又、弁護士法人アディーレ法律事務所を業務停止2月の懲戒処分を発令しました。この懲戒処分は、過私金の着手金について、不当景品類等防止法違反の広告を行ったことを理由とするものです。弁護士は、専門職の中でも唯一、懲戒処分権を弁護士会のみが有している団体です。この弁護士自治は、戦前の教訓をもとに、戦後弁護士法に制定されたものです。懲戒処分には、警告、2年以内の業務停止、退会、処分、除名が4つあり、裁判所や検察官等の外部が入った綱紀委員会、懲戒委員会の審査を受け決められます。今回の業務停止処分は重い処分、アディーレ法律事務所は受任している事件は契約解除し、又、新たな事件を引き受けたりできませんし、顧問契約等も解除されます。東京弁護士会以外のいくつかの弁護士会にも、懲戒申立がなされているとのこと。次に、民法改正についてです。債権法は、120年ぶりの大改正です。主なもののみ簡単に紹介します。

(1)消滅時効の統一について

改正前民法では、債権の消滅時効は、権利を行使することができる時から10年とされ(原則)、例外的にいくつかの短期消滅時効が定められています。

例えば… 飲み屋の飲食代(1年)・大工さんの工事修代理代(3年) これらを、原則として権利を行使できることを知った時から5年又は権利を行使できる時から10年と規定し、いずれか早く到来した方を優先すると改めました。なお、不法行為の損害賠償の消滅時効は、「損害及び加害者を知った時から3年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から20年を経過したときも、同様とする。」と定められていますが、「損害及び加害者を知った時から3年間行使しないとき」と「不法行為の時から20年間行使しないとき」と改められました。但し、人の生命又は身体を害する不法行為に対する損害賠償請求権の消滅時効は5年又は20年と定められました。改正前民法は、不法行為の20年は除斥期間と定められていますが、被害者保護の観点から消滅時効とされたので、時効の更新や完成猶予が認められます。

(2)連帯保証人になるための条件

改正前民法では、連帯保証人になるための条件はなく、そのため、主債務者の財務状況も知らずに連帯保証人になり、財産をなくしたり自殺する人も少なくありません。

改正民法では、連帯保証人になるために以下のような新たな条件が加えられました。

①中小企業(個人事業主を含む)による借り入れで、その会社の役員ら(過半数株主、主債務者の事業に現に従事している主債務者の配偶者等を含む)以外が連帯保証人になる場合、事前に(1か月前から締結までの間に)公証人へ行って、保証の意思の確認を受け、公正証書を作成する義務が定められました。

②主たる債務者は、所有する資産や他の借金の情報を連帯保証人に提供する義務が定められました。主たる債務者が、上記義務を怠り又は事実と異なる説明をしたため、保証人が認識した時、このことを債権者が知り又は知ることができた時は、保証契約を取り消すことができます。

③主たる債務者の履行状況に関する情報提供義務

債権者は、保証人から請求があった時は、保証人に対し、遅滞なく主たる債務者の履行状況に関する情報を提供する義務が定められました。

④主たる債務者が、期限の利益を喪失した場合の情報提供義務

2か月以内に通知し、通知しない時は、喪失日から通知日までの損害金について請求できません。

⑤個人の根保証契約は、「極度額を書面又は電磁的記録によって定めなければ、その効力を生じない。」とされました。

(3)、その他、定型約款、法定利率の変更(年5%→年3%)、瑕疵担保責任の見直し、貸借人の保護規定の新設等約200項目の改定がありましたが、またの機会にお話ししたいと思います。

■スマイリングBOX■

望木昌彦会長、大内久美子幹事、佐藤信博パスト会長、寺島英之助前会長、山口和吉、安部広バスト会長、小林利光、佐々木廣充バスト会長、阿部正美バスト会長、藤野圭史、佐藤、野崎正広バスト会長、本柳春男、木村幸二バスト会長、松本和彦会長エレクト、渡辺浩子バスト会長、津波敏梅津茂

■村田BOX■

望木昌彦会長、大内久美子幹事、佐藤信博パスト会長、小林利光、佐々木廣充バスト会長、阿部正美バスト会長、藤野圭史、本柳春男、渡辺浩子バスト会長、伊東優子、津波敏、梅津茂

■東山記念奨学会■

望木昌彦会長、大内久美子幹事、佐々木廣充バスト会長、阿部正美バスト会長、藤野圭史、本柳春男、本柳春男、藤野勝、津波敏、渡辺浩子バスト会長、今泉隆格内賀美夫、小池俊